平成２３年（フ）第２６８７号
横浜市中区山下町24番地２　メゾン・デュ・オーラ山下町506号室
破産者　坪井　　一
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７３５号
神奈川県海老名市柏ケ谷306番地の48
破産者　藤原　　緑
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５７４号
神奈川県足柄下郡湯河原町城堀71番地の４　城堀マンション302、前住所神奈川県足柄下郡湯河原町宮上458番地
破産者　竹村　迪幸
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１５０号
新潟県魚沼市吉田1156番地10
破産者　荒井　友秀
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
新潟県魚沼市吉田1156番地10
破産者　荒井　文友
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２８０号
静岡市駿河区鎌田535番地の１　パークサイド鎌田201号
破産者　曽根　利昌
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３３号
静岡市葵区足久保奥組1852番地の22
破産者　大杉　　博
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６３７号
静岡市清水区上清水町７番16号
破産者　池田　善子
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４７４号
愛知県安城市東栄町１丁目12番地15　エクセルハイム今村公園106号室、住民票上の住所愛知県岡崎市天白町字西池２番地９　サンシティウエストパーク天白205
破産者　北野　晋一
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２６７号
愛知県岡崎市岩津町字申堂36番地２、開始決定時の住所愛知県岡崎市井ノ口町字河原西41番地　サンシティ井ノ口301
破産者　神取　孝至
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３６３号
愛知県みよし市ひばりヶ丘２丁目22番地11
破産者　松尾あゆみ
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３５号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2035番地の１
破産者　金谷　　治
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第５７号
和歌山県田辺市下万呂67番地の10　あいづハイツ３Ａ
破産者　中田　　享
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第３５号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井498番地１
破産者　芝先　良香
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２２年（フ）第１６７１号
広島県東広島市黒瀬町楢原1633番地17
破産者　窪垣内孝法
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３９号
愛媛県松山市空港通７丁目15―12　ファミール空港通902号、住民票上の住所愛媛県松山市針田町144番地１　したじろ001
破産者　澤本　隆司
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９号
大分県別府市石垣西８丁目５番２―205号、開始決定時の住所大分県別府市大字鉄輪48番地の４
破産者　衛藤　和信
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第８８号
大分県別府市上野口町20番16号、申立時の住所大分県別府市上人仲町２番８号　ＲＯＯＳＴ―Ａ棟２号
破産者　工藤　誠二（旧姓長野）
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係